一　原子力発電施設等
　敦賀発電所、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所に設置されている原子力発電施設並びに新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅに設置されている原子力発電と密接な関連を有する施設
二　原子力発電施設等立地地域
　福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町及び若狭町

○内閣府告示第九十三号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、岐阜県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　敦賀発電所及び美浜発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　揖斐川町

○内閣府告示第九十四号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、静岡県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　浜岡原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町及び森町

○内閣府告示第九十五号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、滋賀県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　敦賀発電所、美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所に設置されている原子力発電施設並びに新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅに設置されている原子力発電と密接な関連を有する施設
二　原子力発電施設等立地地域
　長浜市及び高島市

○内閣府告示第九十六号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、京都府知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　高浜発電所及び大飯発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町及び与謝野町

○内閣府告示第九十七号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　島根原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　米子市及び境港市

○内閣府告示第九十八号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、島根県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　島根原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　松江市、出雲市、安来市及び雲南市

○内閣府告示第九十九号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、愛媛県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　伊方発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町及び伊方町

○内閣府告示第百号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、福岡県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　玄海原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　玄海町

○内閣府告示第百一号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、佐賀県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

○国土交通省告示第千五十一号

　次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、令和八年八月十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
　令和八年八月十四日
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	御殿場市駒門字南原六一八番一二	令和八年八月十七日〇時

一　原子力発電施設等
　玄海原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　唐津市、伊万里市及び玄海町

○内閣府告示第百二号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、長崎県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　玄海原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市及び佐々町

○内閣府告示第百三号

　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、鹿児島県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　令和八年八月十四日
内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
　川内原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
　鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、姶良市、さつま町及び長島町